歴史地震
第 31 号(2016) 89-103 頁
受付日 2015/11/30, 受理日 2016/03/22

[論説] 宝永・安政地震の城郭被害～志摩国鳥羽城を中心に

三重県四日市地域防災総合事務所* 盆野 行輝

Damage to the castle by “Houei and Ansei Earthquakes” focusing on “Shima Toba Castle”

Yukiteru BONNO

Yokkaichi Regional Disaster Prevention and General Affairs Office, Mie Prefectural Government,
4-21-5, Shinsyou, Yokkaichi, Mie, 510-8511 Japan

The 1707 Houei Earthquake and the 1854 Ansei Earthquake are well-known by having brought tsunami damage along Pacific coastal areas of west Japan. Shima Toba Castle suffered serious damage by tsunami caused of the both quakes. According to the intensive study through the historical documents at that age, there seems to be no difference of damage effects between two quakes.
Keywords: Houei and Ansei Earthquakes, Tsunami, Toba Castle, Historical documents

§1. はじめに

これまでの城郭の研究は，主にその目的や立地，構造に着目して「築城の変遷を明らかにすることを目的とする」(大類伸・鳥羽正雄，1936)もので，築城後の城郭の動向に着目するものは稀であり，災害による城郭被害に言及するものは多くない．

最近の研究では，『大名城郭普請許可制について』(藤井譲治，1990)や『幕府権力と城郭統制』(白峰旬，2006)など城郭の修復について論考したものがあるが，これら研究はいわゆる元和一国一城令以降の江戸幕府による大名統制策としての城郭修復の手続を明らかにしたものであり，城郭修復の端緒となる災害そのものには言及していない．

また，宝永地震により被害を受けた駿府城石垣の修復について取り上げる『宝永地震と大名手伝普請―駿府城石垣修築を中心に―』(北原糸子，2015)もあるが，大名手伝普請の災害救済上の役割を論じるものであり，城郭における災害そのものに言及する点は少ない．

このように城郭と災害の実態との関係を直接分析したものはこれまでみられない．

本稿は，安政東海地震に伴う津波による志摩国鳥羽城の城郭被害を示す絵図と，被害を受けた城郭の修築に係る幕府とのやり取りを記した藩政記録が近年発見されたことから，残された様々な史料から志摩国鳥羽城の宝永地震・安政東海地震による被害，特に津波による被害の様相を考察し，両地震の具体像の一端を明らかにしようとするものである．

§2. 鳥羽城について

志摩国鳥羽城は，三重県の南東部，伊勢湾を扼し，太平洋に突き出す志摩半島北部の鳥羽市に位置する．戦国期に織田信長，豊臣秀吉のもと，水軍の大将として武名を馳せた九鬼嘉隆が，水軍運用の便から，当時伊勢国・志摩国の国境であった妙慶川河口の南岸に突き出た標高40mの小山に築いた城で，文禄四年(1594)に完成したとされる．

城郭様式は，周囲を海で囲まれた典型的な「海城」で，大手門を海側に開いた全国的にも稀有な城である．また，周囲を石垣で囲み，海，山，川等自然の地形を利用して堅固な要塞をなしていた(図1，図2)．

図1 鳥羽城周辺の地形図
国土地理院旧版地図:1/20,000地形図「鳥羽」
(明治25年測量，大正7年発行)を使用
※図中の円内は鳥羽城の位置を示す．
Fig.1. Topographical map around Toba Castle.

* 〒510-8511 三重県四日市市新正 4-21-5
電子メール:bonnnoy00 @ pref.mie.jp

城郭は，ひな壇上に配置された本丸，二之丸，三之丸の内郭とそれを取り巻く外曲輪（惣曲輪），妙慶川を挟んで北側の山沿いに連なる帯曲輪（岩崎郭）の3つの区画から構成される．それぞれの郭は石垣と櫓，門，土塀で厳重に仕切られており，最も高い場所に位置する本丸には三重の天守がそびえ周囲に威厳を示していた．また，本丸と二之丸には御殿が置かれ，城主奥向きと平素の政務が執り行われていたほか，外曲輪と帯曲輪には侍屋敷が配されていた．

一方，町家は狭隘な山裾を縫うように城郭の西側の街道に沿って連なっていた．江戸時代中期には郭内で不足する武家地を補うため，郭外の小さな谷沿いに新たな屋敷地が開かれ，街道から幾筋も枝葉のように城下町が拡がった．

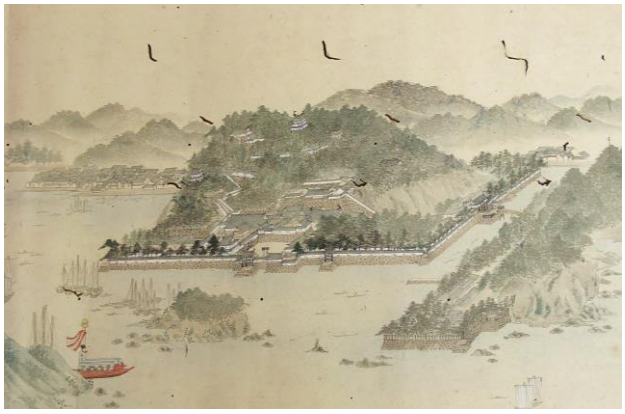

図2　海側から見た鳥羽城の鳥瞰（江戸後期）『志陽鳥羽勝景一覧（錦浦繋船）』（鳥羽市立図書館蔵）

Fig.2. Bird’s-eye view of Toba Castle from the sea side. (owned by Toba City library)

城主は，九鬼家がお家騒動により国替えとなった後，寛永十年（1633）に譜代大名の内藤伊賀守忠重が3万5千石で入封するも，延宝八年（1680）にその孫の和泉守忠勝が芝増上寺での刃傷事件により改易されると，幕府直轄を経て，以後，譜代の土井家，松平（大給）家，板倉家，松平（戸田）家と城主の交代が相次いだ．享保十一年（1726），稲垣和泉守昭賢が下野国烏山から入封の後，漸く定着し，稲垣家が廃藩置県まで支配した（表1）．

また，鳥羽城は，その立地条件から，度々暴風雨や高潮など自然災害に翻弄され城壁が破損した．その度に幕府へ願い出のうえ，城を修復した記録が残されている．特に宝永四年（1707）の宝永地震，嘉永七年（1854）の安政東海地震の二度の南海トラフ地震では，津波により大きな被害を受けたことで知られる（表2）．

表1　鳥羽城主変遷

Table 1. Chronological table of the lord at Toba.

就任年	城主	石高
文禄三年（1594）～	九鬼嘉隆（右馬允，大隅守，宮内少輔）	3万石
慶長二年（1597）～	九鬼守隆（長門守）	
寛永十年（1633）～	内藤忠重（伊賀守，志摩守）	3万5千石
承応二年（1653）～	内藤忠政（飛騨守）	
寛文十三年(1673)～	内藤忠勝（和泉守）	
延宝八年（1680）～	幕府直轄（延宝8年8月～延宝9年4月）	
延宝九年（1681）～	土井利益（周防守）	7万石
元禄四年（1691）～	松平乗邑（和泉守，左近将監）	6万石
宝永七年（1710）～	板倉重治（近江守）	5万石
享保三年（1718）～	松平光慈（孫四郎，丹波守）	5万石
享保十一年（1726）～	稲垣昭賢（信濃守，和泉守，摂津守）	3万石
宝暦三年（1753）～	稲垣昭央（和泉守，対馬守）	
安永二年（1773）～	稲垣長以（和泉守，摂津守）	
寛政六年（1794）～	稲垣長続（対馬守，和泉守，信濃守）	
文政二年（1819）～	稲垣長剛（対馬守）	
天保十年（1839）～	稲垣長明（摂津守，信濃守）	
慶応二年（1866）～	稲垣長行	
明治元年（1868）～	稲垣長敬（対馬守）	

表2　鳥羽城災害年表

Table 2. Chronological table of disasters by which Toba Castle was damaged.

年月日	記事	典拠
延宝八年閏八月六日（1680年9月28日）	50年来の大風雨により屋敷等被害 高潮あり	『志州鳥羽城請取覚帳』
貞享四年九月九日（1687年10月14日）	風雨により鳥羽城石垣破損	『志州鳥羽城石垣修補願絵図』
宝永四年十月四日（1707年10月28日）	大地震 津波により鳥羽城内外に被害	『楽只堂年録』 『松平乗邑家中日記覚』
宝永六年七月四日（1709年8月9日）	風雨により鳥羽城本丸惣シメ門外石垣崩	『大給松平家譜下書』
享保三年九月十二日（1718年10月5日）	大風高汐により城破損 幕府へ修築について願書提出	『（戸田家文書）泰心院様御事実綱領』
寛政四年七月二十七日（1792年9月13日）	大風雨 高潮により城壁破損	『志摩鳥羽稲垣家譜』
寛政十二年十月（1800年11月）	暴風雨により鳥羽城城壁破損 幕府へ願書提出のうえ修築	『志摩鳥羽稲垣家譜』
天保九年八月二十日（1838年10月8日）	暴風雨により鳥羽城城壁破損 幕府へ願書提出のうえ修築，堀浚渫	『志摩鳥羽稲垣家譜』
嘉永七年十一月四日（1854年12月23日）	大地震 津波により鳥羽城内外に被害 幕府へ願書提出のうえ修築 （従来の掛塀を廃して土塁に模様替え．併せて砲台設置．）	『志摩鳥羽稲垣家譜』

§3．宝永地震による津波被害について

3.1　城郭被害を記録する史料

宝永四年十月四日（1707年10月28日），南海トラフを震源とする宝永地震が日本列島を襲った．揺れによる被害は，東海道から伊勢湾，紀伊半島，四国に及び，津波による被害は，東は伊豆半島西岸から西は九州豊後水道沿い諸地域に至る太平洋沿岸の広範囲にわたった．

宝永地震による鳥羽城の被害については，同時代史料として柳沢吉保の公用日記『楽只堂年録』（柳沢文庫蔵，東京大学地震研究所，1983）と時の城主・松平和泉守乗邑家中の諸事を記録した『松平乗邑家中日記覚』（以下，『家中日記覚』と略す．）（名古屋大学附属図書館蔵）がある．まず，これらの史料に記された記事をみてみよう．

3.2　『楽只堂年録』に記録された城郭被害

『楽只堂年録』は，徳川五代将軍綱吉の側用人を

務め，綱吉の寵愛を受けて一介の藩士から幕府大老格まで上り詰めた柳沢吉保の公用日記であり，吉保先代の記述から宝永六年(1709)に嫡男吉里に家督を譲るまでを記録している．当時の権力中枢の動静や幕臣，一族の動向のほか，元禄地震(1703 年)，宝永地震，宝永富士山噴火(1707 年)など元禄末から宝永期に頻発した災害にかかる各地の被害を伝える．

宝永地震に伴う鳥羽城被害については，城主・松平乗邑から幕府へ報告された鳥羽城内外の被害が次のように記されている．

志州鳥羽領地震高潮ニ而破損之覚

一　櫓五ヶ所
　　内　三ヶ所崩
　　二ヶ所大破
一　塀崩千四百五拾間
一　石垣崩八百三拾間
一　門拾二ヶ所
　　内　六ヶ所崩
　　六ヶ所大破
一　橋流壱ヶ所
一　土蔵崩十二ヶ所
　　内壱ヶ所米蔵
一　城内侍屋鋪三拾九軒
　　内　廿五軒潰
　　十四軒流
一　溺死人十四人
　　内　七人男
　　七人女
一　町屋五拾七軒
　　内　廿四軒潰
　　三拾三軒流
一　同溺死六人
　　内　三人男
　　三人女
一　溺死馬　四疋
一　城内町屋共ニ怪我人無御座候
右之通御座候，本丸居宅共別条無御座候，地震ニ而破損有之候得共少之儀ニ御座候，領分中損亡破損等之儀委細未相知不申候
　十月
　　松平和泉守

城郭内の主要な構造物では櫓 5 ヶ所(うち 3 ヶ所崩，2 ヶ所大破)，門 12 ヶ所(うち 6 ヶ所崩，6 ヶ所大破)，土蔵 12 ヶ所(いずれも崩)の被害のほか，橋 1 ヶ所が流失，城内外を区画する塀 1,450 間，石垣 830 間が崩れたことが記されている．また，その他の被害として侍屋敷の被害 39 軒(うち 25 軒潰，14 軒流)，溺死者 14 人(うち男 7 人，女 7 人)が記録されており，地震に伴い城郭内で大きな被害が出ていることが分かる．なお，これら被害は「流」と明記された橋 1 ヶ所及び 14 軒の侍屋敷以外は，津波に伴う被害であるか,揺れによる被害であるのかについて明確でないが，「本丸居宅共別条無御座候、地震ニ而破損有之候得共少之儀ニ御座候」と本丸と御殿の被害が少なかったことから，揺れに伴う被害は軽微で，被害の多くが津波によるものと考えられる．

3.3 『家中日記覚』に記録された津波被害

一方，『家中日記覚』は，乗邑家中の某人による宝永二年七月十三日(1705 年 8 月 31 日)から正徳四年十二月二十五日(1715 年 1 月 30 日)までの記録書であり，宝永四年十月四日(1707 年 10 月 28 日)の条に「未上刻大地震二ノ御丸瓦落申候，同日申ノ上刻高塩上り，二ノ御丸口式臺江潮上り，中之口ハ敷臺之際まて潮上り，御城内侍屋敷岩崎侍屋敷不残水破之事」と地震，津波による城内の被害を簡明に記している．

この記録から得られる情報はわずかであるが，津波が地震発生から 2 時間余り後に押し寄せたこと，郭内の全ての侍屋敷が津波により何らかの被害を受けたこと，津波が外曲輪より一段高い場所に位置する二之丸御殿の敷台まで遡上したことが分かる．

また，地震翌年の宝永 5 年 2 月 17 日(1708 年 4 月 7 日)の条には，「水難ニ逢候者」として，倒壊又は流失した屋敷数に倍する 75 人の藩士の名前が記されている．このことは『楽只堂年録』に被害として記録された「39 軒」以外の屋敷も津波により何らかの被害を受けたことを物語っており，前記の「侍屋敷不残水破」との記述を裏付けている．

3.4 絵図に記録された津波被害

同時代史料ではないが，宝永地震による津波被害を物語る絵図が残されている．

三重県総合博物館が所蔵する『鳥羽城之絵図』(図 3)は 180 ㎝×200 ㎝とほぼ畳 2 畳分の大型の彩色絵図で，城や周辺の様子を詳細に描いている．特に城郭内は石垣，土塀，櫓，門などの主要な構造物が克明に描かれているほか，石垣高や城内経路，要所間の距離など重要な軍事情報も詳細に記されている．また，城下の町割も描かれ，侍屋敷については一軒ごとに区画し，その氏名が記されている．作製年は記載されていないが，侍屋敷に記載されている人名から判断して，松平家移封後の板倉近江守重治が藩主であった宝永七年(1710)～享保三年(1718)の間に作製された絵図であると推定される．

この絵図には，外曲輪隅に描かれた櫓 3 ヶ所に「此櫓流失」と特記されているほか，外曲輪・帯曲輪内侍屋敷の広範囲で「流失屋敷」と記された区画が

点在している(図 4, 図 5). 作製意図は不明であるが, 作製時期, 「流失」との記載内容から, 宝永地震による津波浸水の範囲, その被害規模の一端を指し示すと共に, この時点で津波被害から完全には復興していないことを示している. また, 『楽只堂年録』に記録された「3 ヶ所崩」の櫓はこの絵図に「此櫓流失」と付記された外曲輪隅の櫓に比定出来る.

図 3 『鳥羽城之絵図』(三重県総合博物館蔵)
Fig.3. Illustrated map of Toba Castle.
(owned by Mie Prefectural Museum)

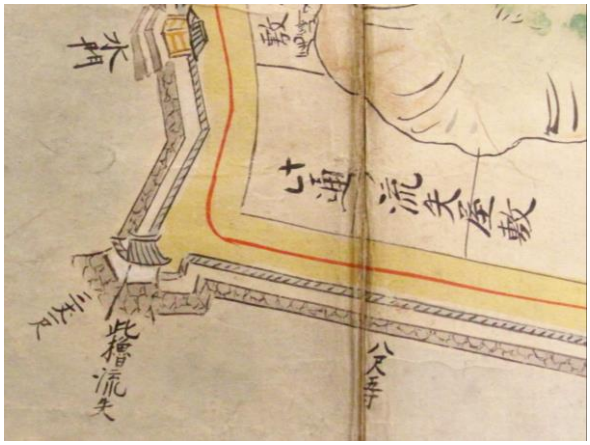

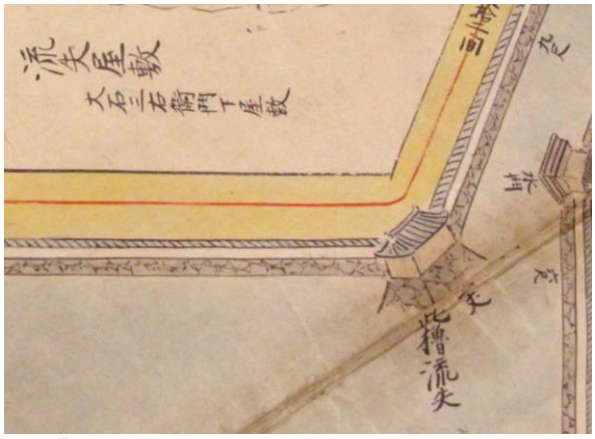

図 4 『鳥羽城之絵図(部分)』(図 3 の一部を拡大)
Fig.4. Illustrated map of Toba Castle.
(enlarges a part of Fig.3.)

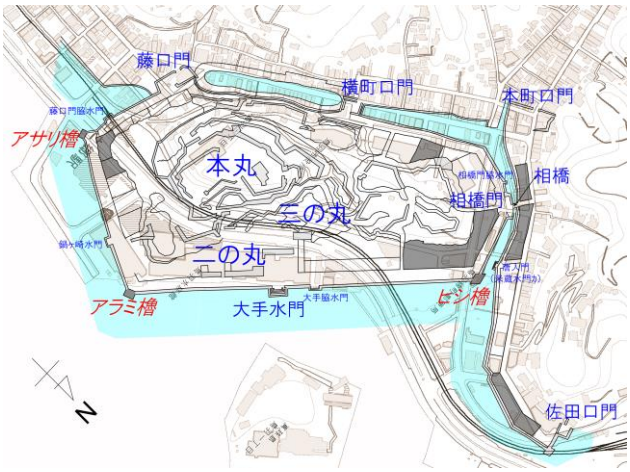

図 5 鳥羽城縄張図
(国土地理院 1/5,000 地形図に『鳥羽城之絵図』(図 3)をもとに加筆)
※網掛け部分は「流失」と記載のある箇所を示す.
Fig.5. Figure of placement of Toba Castle.

なお, この 3 ヶ所の櫓は, 内藤家時代の絵図には北から順に「ヒシ」櫓, 「アラミ」櫓, 「アサリ」櫓と記されており, 内藤忠勝が延宝八年(1680)に改易された際, 城明け渡しのために作製された記録『志州鳥羽城本丸・二之丸・外曲輪』(鳥羽市立図書館蔵)から櫓の大きさがそれぞれ三間四方, 三間四方, 一間半×三間と櫓としては大きなものでなかったことが分かる.

さらに, 板倉重治が, 享保三年(1718)に松平(戸田)光慈と入れ替わりで山城国・淀へ移封される際に老中に提出した届出(『戸田家文書「譜局叢書」』, 三重県, 2003)には, 津波により流出した櫓について「志州鳥羽城櫓三ヶ所, 宝永四亥年津波高潮之節流失仕候由, 于今其儘ニ而差置申候」とあり, 侍屋敷についても「今以折々潮入候儀御座候ニ付家作不仕候」とあり, (図 3), (図 4)の絵図記載内容と符合する.

また, これらの記述から, 地震から 10 年を経た後も櫓, 侍屋敷が復興されていないことが分かる. さらに, このことは, 侍屋敷が復興されていない理由が引き続く海水の流入であることを示しており, 地震により広範囲に地面の沈降が生じた可能性を窺わせる. なお, この時流された 3 つの櫓は, 幕末に至るも再建されることは無く, 以後の史料にその名前を見出すことは出来ない.

3.5 津波高にかかる一考察

宝永地震に伴う津波遡上高を示す史料は, 前述した『家中日記覚』の「高塩上り, 二ノ御丸口式臺江潮上り, 中之口ハ敷臺之際まて潮上り」との記録があるが, 当該箇所は明治以降に造船所や工場の建設, 鉄道の敷設等により大幅に改変されたことにより原状を留めておらず, 遡上高を比定することが出来ない.

現時点ではこの他に遡上高を推し量る史料は確認されていないが，前記絵図（図 3）には，城郭要所の石垣高が記載されていることから，この情報により当該津波高について，一定の考察を加えてみたい．

この絵図では石垣高の起算点は明らかでないが，近年，外曲輪と帯曲輪の間の妙慶川に架かる相橋の橋台部（図 6）で発掘調査が行われており，その調査結果と絵図記載の情報から推定を試みる．

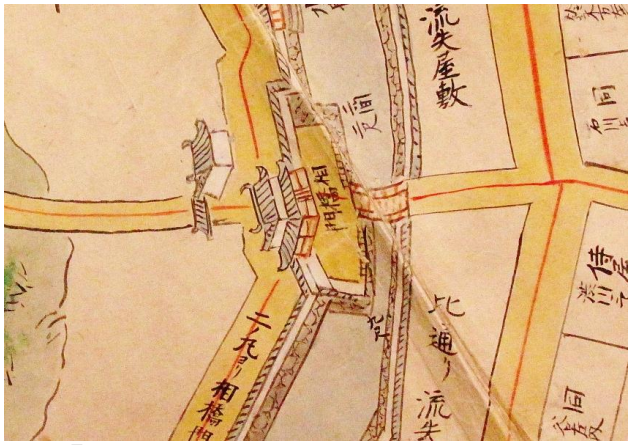

図 6 『鳥羽城之絵図（部分）』（図 3 のうち相橋部分を拡大）

Fig.6. Illustrated map of Toba Castle.
(enlarges a part of Fig.3.)

妙慶川右岸の調査では相橋橋台の出隅部分が検出した．石垣の一部には積み直し等改変が加えられているが，根石が検出しており，石垣の高さは天端石から根石まで 3.3m であることが確認された（鳥羽市教育委員会，2008）．該当部分を絵図からみると 9 尺（2.7m）と記載があり，後世の積み直し等を考慮するとほぼ絵図の石垣高に合致する．このことは絵図記載の石垣高が根石から天端までの高さであり，概ね正確な情報であると言える．

このことを踏まえ津波で流失した前述の外曲輪の櫓 3 ヶ所について櫓台の絵図石垣高の記載をみると，北から順番に 1 丈（3.0m），2 間（3.6m），3 丈 1 尺（9.4m）と南隅に位置する「アサリ」櫓が際立って高くなっている．この櫓台につながる前後の石垣高をみると 1 間 1 尺 5 寸（2.3m），8 尺 5 寸（2.6m）であることから周囲からも突出して高かったことが分かる．

このように高い場所にあった櫓が津波により流失していることから，外曲輪南隅には少なくともせり上がりを含めて 7m の津波が押し寄せたと言えるのではないだろうか．ただし，津波の応力により櫓台ごと流失したことも否定できず，津波高の更なる検討は今後の新たな史料の発見を待ちたい．

§4. 安政東海地震による津波被害について

4.1 津波の様相

嘉永七年十一月四日（1854年12月23日）辰中刻（午前9時），紀伊半島南部の熊野沖から遠州沖，駿河湾内に至る広い範囲を震源として巨大地震が発生した．後に改元され，その年号をとって安政東海地震と言われる地震である．当時，稲垣摂津守長明が支配した志摩国の沿岸部にも津波が押し寄せ，各地に大きな被害をもたらした．

この志摩国一円の津波被害については，被災者の救済も含め，比較的多くの史料が残されている．ことに津波を実際に体験した人々の日記や覚書に当時の様子が詳細に記されている．

代々稲垣家に仕え，安政四年（1857）の『志州鳥羽藩禄高控付明細帳』（鳥羽市史編さん室，1991）に「御蔵方一七石弐人扶持　鈴木幸大夫」として名前の見られる鈴木家に残された『地震洪波并出火之覚』（『志摩国答志郡鳥羽鈴木家文書』，国文学研究資料館蔵）には，「同年十一月四日朝五ツ半時分又候，大地震ニ而凡一時計もゆり家蔵も崩計，然処へ洪波ニ相成，四ツ時分ニ相成頃と覚時，段々波高く相成，波数八ツ計来る処ニ四ツ目の波誠ニ高く，家のはり下五寸計迄潮ニ附，家宝・諸道具不及申不残濡物ニ相成」，「漸九ツ半頃ニ波納り候処」と地震発生から約1時間後に最初の津波が来襲し,その後昼過ぎまで延べ8回にわたって押し寄せたこと，そのうち4回目の津波が最も大きかったことを記す．さらには「誠ニ前代未聞之事共也」，「後代為心得爰ニ記ス」とその体験を教訓として後世に伝えようとしている．

また，同史料に「御側坊主一六石弐人扶持　加藤曠定」と名前の見られる「加藤家『家譜』」（村山眸，2005）にも「然ルに汐之高き事由断ならすと申候得共，皆々御中間初左様成事ハ無之，井水も不減，汐も静成候と皆々被申ニ付，多葉粉を呑抔いたし，其中ニも地震折節震ひ，家へも不這入，とや角仕るうちニ津浪々々と呼り，大騒動ニ成り，家内之者は，会所山へ為登」，と少し気を緩めたところに津波が来襲し逃げ惑う姿を伝える．

さらに，「其内又二ノ汐参り，又会所へ逃げ，引かけニ又道具を出し，三ノ汐参り，又逃抔いたし，又四ッ汐参り，此度ハ汐之勢甚強く成，其勢ひ何かわ以たまるべき」と繰り返し押し寄せる津波に翻弄される人々の姿を伝えると共に，第4波がこれまで体験したことのない勢いであったことを伝える．

この他にも，尾張藩陪臣であった水野正信が幕末の様々な情報を入手し，書き残した『青窓紀聞』（名古屋市蓬左文庫蔵，三重県，1999）には，「于時嘉永七寅十一月四日朝五半時大地震，同時より大津浪九時迄ニ四度　初浪二丈余〇三丈余，五丈余〇七丈余」と昼前までに大きな津波が4回押し寄せたことを津浪高を添えて伝えている．ただし，津波高につい

ては主観的な記述であることから，他の史料と併せて検証が必要であることに留意すべきである．

4.2 津波の浸水高・遡上高

津波の浸水高や遡上高を伝える史料も多く残されている．

鳥羽藩領であった伊勢国飯野郡射和村（現松阪市射和町）の富商・竹川竹斎が書き残した『竹斎日記』（射和文庫蔵，松阪大学地域社会研究所，1998）には，鳥羽からもたらされた地震・津波の様子や被害情報が記録されている．そこには「然処三度之波本町御門之外迄来りもはや宜なと人々申ニつき利右衛門は只々片付の〻皆々二階ニ上ヶ候所四度目之波急ニ来り」，「岩崎本町口御門ゟ凡弐丁程汐上ル」とあり，前記史料と同様に3度の津波で安心したところに最大波である第4波が押し寄せたことを記す．

また、同時に，第3波は城内と城外を分かつ本町口門の外まで遡上し，さらに第4波が本町口門からおよそ2丁（約200m）遡上したことを伝える．また，この津波では「本町口門は倒候へとも不崩十日之日起し有之」と第4波が本町口門を押し倒したが，津波から6日後にこの門を引き起こしたことを伝える．

同様に『松尾文書「萬控」』（村山眸，2005）にも「本町口御門茂打ちたおれ，其後万力にて是を起こし」との記録があり，このことから本町口門が津波の力により構造を留めたまま倒壊したことが分かる．なお，この本町口門は『志州鳥羽城本丸・二之丸・外曲輪』によれば幅3間であり，安政東海地震より前の鳥羽城とその城下の情景を伝える『志陽鳥羽勝景一覧』（山側からの鳥瞰の抄図）（図7）によれば山側を正面とする高麗門であることが分かる．なお，門があった場所の標高は約2mであり、当地での浸水高を推定する一助になるのではないだろうか．

図7　山側から見た本町口門
『志陽鳥羽勝景一覧（樋山眺望）』（鳥羽市立図書館蔵）
Fig.7. Bird’s-eye view of Honmachiguchi-Gate from the land side. (owned by Toba City library)

また，同史料には，前記の記事に続いて「但シ本町は半分頃迄津波につかり，片町は常安寺口迄汐行，横町辺ハ光岳寺之御門之石面迄参り」とある．なお，常安寺，光岳寺は鳥羽城西方の城下に位置する寺院で，現在もそのまま当時の位置に所在しており，史料に記された箇所の標高はそれぞれ約5m，3.5mであり，津波の遡上高の一端を伝える．

4.3 城郭被害

文化元年（1804）から明治元年（1868）までの65年間の江戸後期の江戸を中心とした事件や噂話を幅広く記録した『藤岡屋日記』（鈴木棠三ほか，1989）には，幕府に急報された安政東海地震とその翌五日（1854年12月24日）に発生した安政南海地震による各地の被害が記されている．

鳥羽城についても，時の城主・稲垣摂津守長明から幕府へ「大地震ニ而，本城其外共所々破損有之，引続大洪波ニ而，城内櫓・多門・塀・侍屋敷・長屋向潰，破損，流失并町在共潰家・流失夥敷」（『藤岡屋日記四十八　諸国地震之記』）と地震・津波により大きな被害を受けたことを届け出ている．さらに，翌月には被害の詳細を改めて幕府に届け出ており，その記述から城内の建造物の具体的な被害実態が推定できる．

また，これとは別に山田（現在の伊勢市）の松田雪柯眞筆とする『鳥羽城並町在大地震ニ而潰破損流失之控』と題した鳥羽城被害の記録（中田政吉，1949，『志摩鳥羽の茶話』所収）が残されており，前掲の記録と対比することが出来る．そのため，この2点の史料をもとに鳥羽城被害を末尾に一覧表でまとめた（表3）．

これによれば両史料の記載内容はほぼ符合しており，史料の信憑性を裏付ける．また，「破損」又は「潮入破損」と破損の原因を揺れと津波を明確に区別している．

具体的な被害としては，本丸は「櫓並土塀掛塀門ニ地震ニ而瓦壁落破損」と建造物自体への被害は無く，揺れによる瓦・壁の破損に留まっておりことが分かる．二之丸は「地震ニ而瓦壁落数ヶ所津浪ニ而所々潮入大破並流失拾五ヶ所」，三之丸は「地震津浪ニ而瓦壁落並稽古場同道具木戸門流失拾ヶ所同所植込之樹津浪ニ而過半転木」と，二之丸，三之丸は揺れによる瓦や壁の崩落のほか，津波によって建造物が被害を受けていることが分かる．

また，海に面した外曲輪・帯曲輪は，妙慶川を跨ぎ外曲輪と帯曲輪を結ぶ相橋が流失したほか，「水門大破扉流失」，「水門流失」，「掛塀不残流失」など，両郭内の建物，塀等の大半が大破，流失し，津波により甚大な被害を受けたことを記録している．

前記の本町口門についても，「倒」，「門押倒」とここでもまた「崩」，「流失」と区別して記しており，この二

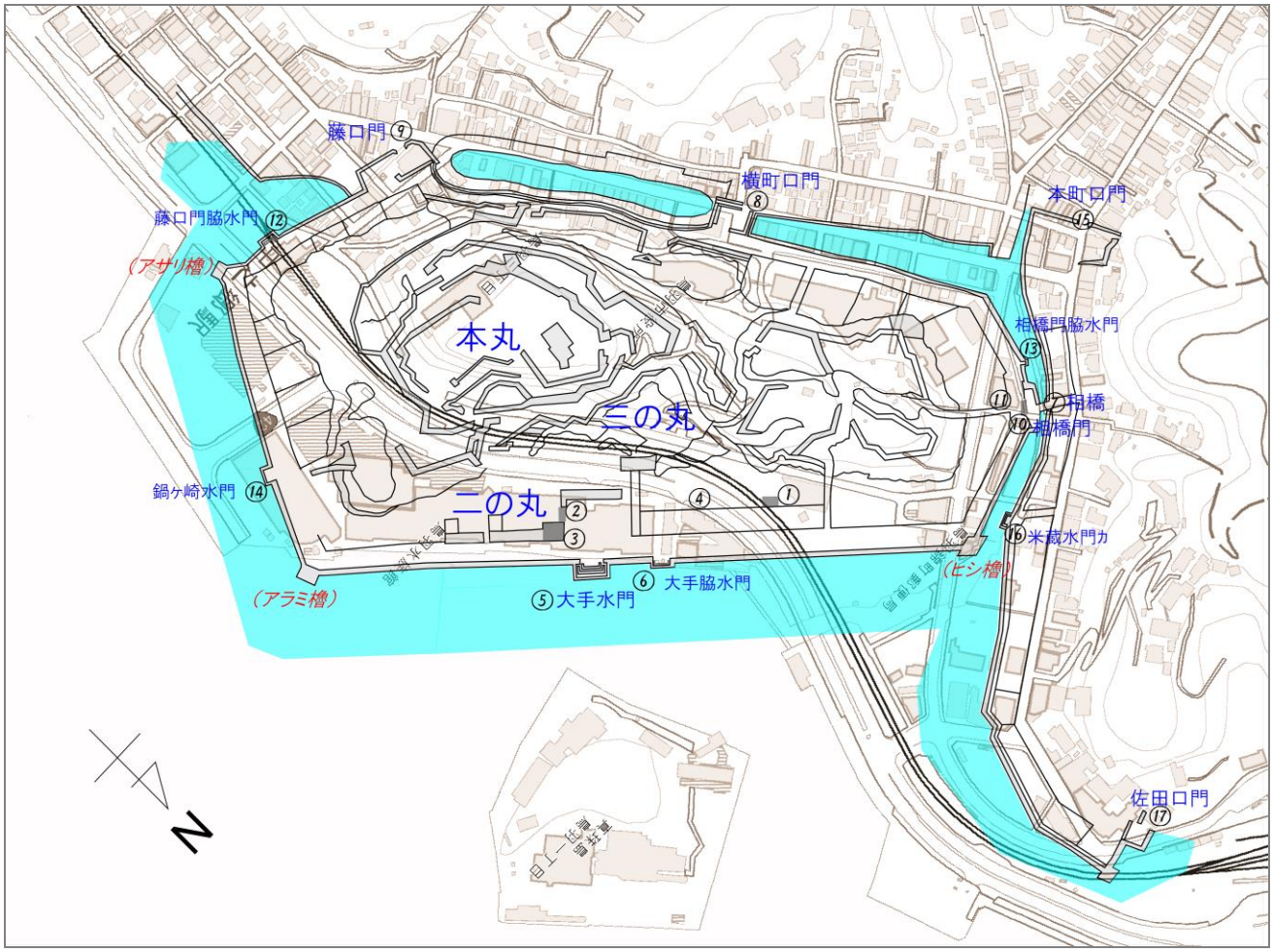

図 8　安政東海地震による鳥羽城津波被害箇所
（国土地理院 1/5,000 地形図に『鳥羽城之絵図』（図 3）をもとに加筆）
※図中番号は津波により被害を受けた主な箇所，（表 3）中の番号に対応
Fig. 8. Illustrated map of the location of Tsunami damage by Ansei Earthquakes at Toba Castle.

つの史料が正確に城郭被害の実態を記録しているものであると言える．

さらに，これらの被害のうち，津波により被害を受けたと判別できる主な箇所を（図5）の鳥羽城縄張図にプロットした（図8）．これをみると外曲輪・帯曲輪を取り巻く形で津波被害が出ていることが分かる．

4.4　城郭の修補について

石垣についても「海手石垣所々崩」と被害が出ている中，特に外曲輪の石垣は城郭内外で大きな被害を受けている．東京大学史料編纂所が所蔵する稲垣家の事績を記した『志摩鳥羽稲垣家譜』には嘉永7年11月4日（1854年12月23日）の条に「海嘯ノ災アッテ封内沿海ノ地ハ悉ク荒敗シ，鳥羽ハ最モ甚シ田圃，家屋ヲ没シ，堞壁ヲ漂盡ス，乃チ金ヲ揮ツテ窮民ヲ振貸シ又幕府ニ具状シテ城壁ヲ修築ス，於是テ旧制ノ堞壁ヲ廃シ砲座数所ニ置キ防海ニ便ズ」と記録され，安政東海地震の津波により城壁が被害を受け，その後幕府に届け出て修築したこと，その際に従来の石垣を廃止し砲台場を設置したことが分かる．

江戸時代初期，幕府が諸大名の城郭に対し採った政策には多く三つある．第一が慶長二十年（1615）に出された一国一城令，第二が同じ年に出された武家諸法度による新規築城の禁止と城郭修築の許可制，第三が正保二年（1645）に命じられた城絵図の提出である（1990，藤井譲治）．

具体的に慶長二十年発布の武家諸法度では以下のとおり規定し，城の新築を禁止すると共に，修復であっても幕府に届け出ることを求めた．

一諸国居城雖為修補，必可言上，況新儀之構営堅令停止事，
　城過百雉，国之害也，峻塁浚隍，大乱本也

元和三年(1617)に以下のとおり改訂され，櫓，塀，門などの建築物，いわゆる作事の修復について，原状復旧を求めるのみで，許可を不要とした．

一新儀之構営堅禁止之，居城之隍塁石壁以下敗壊之時，達奉行所，可受其旨也，櫓塀門等之分者，如先規可修補事

その後，寛永六年(1629)に慶長二十年令に復されるが，寛永十二年(1635)に再度改訂されると，以後の改訂でも作事の修復について許可を必要としないとの規定は踏襲された．要するに，石垣，土塁などの土工，いわゆる普請を行う場合には修復であっても幕府の許可を必要とするということである．

こうした城郭修築の許可にかかる武家諸法度の規定の運用とそのプロセスについては，先行の研究で明らかにされており(1998，白峰旬)，これから分かる城修築許可までのプロセスは以下のとおりである．

①幕府役人との事前交渉と被災報告
②幕府老中への修補願と修補許可願城絵図の提出
③老中奉書の発給

これらプロセスのうち，安政東海地震に伴う鳥羽城の修復については，②に該当する史料が残されていることが知られていたが，今般，新たに前記プロセスの①，②を明らかにする史料が発見されたことから，あらためてこれら史料をもとに石垣被害について検討したい．

4.5 鳥羽城修補史料について

まずは，これまで知られていた史料を見てみたい．明治大学博物館が所蔵する『志摩国鳥羽藩稲垣家文書』に『(石垣築き直しにつき願書案)』として整理された史料は以下のように記載する．

私在所志摩国鳥羽城
外曲輪石垣弐拾六箇所
崩同八箇所孕候付築直
且又此度窺済之通外曲輪
掛塀之所土塁築立櫓臺
三箇所築足砲臺場壹箇所
築立以連々如元申付度註絵図
奉願候宜様被成御差図
可被下候　以上

月　日　　稲垣摂津守

※文中点線囲み･･･引用者
掛紙が貼られた箇所を示す．

年記は無いが，文面は標準的な修補願の形式に倣っており，鳥羽城石垣修復にかかる願書案であることは明らかで，外曲輪の崩26ヶ所，孕8ヶ所の石垣修復を願い出るものである．掛紙が貼られた部分には土塁の築造と砲台場の築造の可否を伺う内容が記載されている．

また，兵庫県立歴史博物館には『志摩国鳥羽城絵図』(図9)と題された絵図が所蔵されている．大きさは87.5㎝×80.5㎝の彩色絵図で，鳥子紙に簡略化した城郭を描いている．

外曲輪と帯曲輪の石垣には所々に朱書きが添えられ，当該朱書きの箇所には引き出し線で「崩」，「孕」の別とその長さ，高さを書き出している．また，絵図の余白部分には以下のような文面が記載されている．

志摩国鳥羽城石垣崩同孕之覚

一　外曲輪石垣弐拾六箇所崩申候
一　外曲輪石垣八箇所孕申候
右絵図朱引之通石垣弐拾六箇所崩同八箇所孕候付
築直以連々如元申付度奉願候以上

安政二乙卯四月　　稲垣摂津守

さらに，外曲輪東面の海に面した石垣上に「砲臺場」1ヶ所と「築足」3ヶ所が書き込まれており，前記修補願下案の削除された文中の記載内容に合致している．

図 9 『志摩国鳥羽城絵図』(兵庫県立歴史博物館蔵)
Fig.9. Illustrated map of Toba Castle.
(owned by Hyogo Prefectural Museum of History)

次に，今回新たに発見された史料を見てみたい．
今回発見された史料は『鳥羽表ゟ廻候石垣崩所

絵図』(個人蔵)と題する絵図と『鳥羽御城石垣修復一件　土塁築立一条共』(個人蔵)と題する御用部屋の日記である.

『鳥羽表ゟ廻候石垣崩所絵図』(図10)は雁皮紙に記載された彩色絵図で，兵庫県立歴史博物館所蔵の絵図(図9)と同様に簡略化した城郭を描いている.

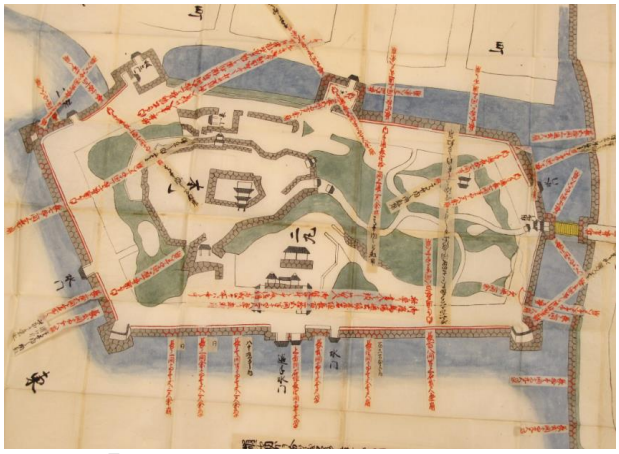

図10 『鳥羽表ゟ廻候石垣崩所絵図』(個人蔵)
Fig.10. Illustrated map of Toba Castle with damage data of stone wall.
(Private collection)

また，外曲輪と帯曲輪の石垣の所々に朱書が添えられ，当該部分に「崩」，「孕」の別と高さ，幅を記載しているが，これら記載は朱書の付箋によるものであることが(図9)と異なる. さらに石垣上の朱書は石垣の内外及び，高さ，幅を記載した朱書き付箋は内側にも貼付されおり，この点も(図9)と大きく異なる点である.

(図9)と朱書の石垣部分を比較すると，石垣外側については，箇所及びそこに記載された情報は，(図10)中の付箋が欠落した箇所を除けば，完全に一致しており，本絵図が(図9)と関連するものであることが分かる.

さらに，本絵図には以下の書付が添えられている.

絵図面
此仮絵図は御願書江御附札にて可相済哉と，最初先奥岩平(カ)様へ御内問合之節持参之所，御取調之上御掛紙有之御願書下案共被遣候分，素ゟ御奉書ニ而御差図之見込ニ候得者，此手続者無之分也，為後日記之，御掛紙も有之候間其儘一緒ニ致し置

これらのことから，本絵図が安政東海地震後の鳥羽城の修復に際して作製された下絵であると推定することが出来る.

一方で，『鳥羽御城石垣修復一件　土塁築立一条共』(図11)は，記載内容から安政東海地震に伴う津波により被害を受けた鳥羽城の修復について，前記4.4の①，②のプロセスに当たる幕府とのやり取りを鳥羽藩側から記録しており，江戸藩邸内の御用部屋で記された日記であると推定される.

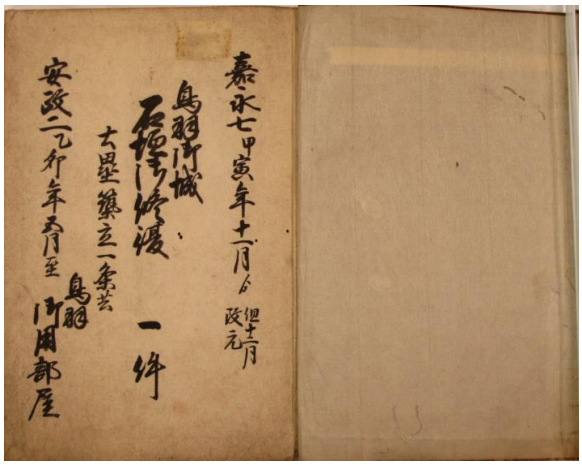

図11 『鳥羽御城石垣修復一件　土塁築立一条共』(個人蔵)
Fig.11. Official record about restoration of stone wall at Toba Castle.
(Private collection)

記事は，地震発生から11日後の嘉永七年十一月十五日(1855年1月3日)に鳥羽からもたらされた第一報の記述から始まり，約半年後の安政二年五月二十三日(1855年7月6日)に鳥羽城の修復について幕府から許可されたことを国元の鳥羽へ知らせるまでを記録している(表4).

史料には，嘉永二年(1849)の『定府分限帳』(鳥羽市史編さん室，1991年)に「御用人百石四人扶持」として名前が見られる春田覚左衛門を中心とした江戸詰の藩士たちが津波による城修復の許可を得るため老中や表右筆組頭との間で取り交わされたやり取りが克明に記され，国元の一大事に奔走する家臣たちの姿が垣間見られる.

具体的にみると，まず，鳥羽からの第一報を受け，月番老中・松平伊賀守忠優に鳥羽で被害があったことを届け出ている. 次に，地震翌月の安政元年十二月十五日(1855年2月1日)には，被害の詳細を月番老中・松平和泉守乗全へ届け出ている. これは，4.3で引用した『藤岡屋日記』の記述に該当するものと考えられる.

さらに，十二月十九日(1855年2月5日)には，早速，絵図面を添えて「御内慮御窺書」を提出して，幕府との事前交渉を始めている. 少し長文にはなるが，宝永地震の津波に関する記述があることや，当時の時代背景に触れる記述があることから，以下に抜粋して引用しておく.

私在所志摩國鳥羽城外曲輪之儀者，海面ニ望大洋を請候場ニ而，風波當強，既松平和泉守殿在城中，外曲輪之分塀櫓共不残洪波ニ而打拂，其後櫓者修理無之，不残矢挟間之掛塀ニ御座候處，毎度風波當強故，修復茂難保難従罷在候

まず，宝永地震の際に鳥羽城主であった松平和泉守乗邑の在城時に受けた津波被害により流された櫓は，修復されておらず，簡易な掛塀としてあるが，風波が強いため修復も出来ない状態であるとする．

然ニ，近来異國船防禦被仰出候付，追々手當茂申付候得共，右外曲輪有来之挟間掛塀ニ而，非常之時大砲配方等難相成，塀之儀者俄取拂仕候得共，武者走幅狭く大砲配方働番不相成，當惑罷在候

また，近年近海に来航する異国船に対する備えを幕府から命じられたが，これまでの石垣と掛塀では大砲を配備することも難しく，困惑していることを訴えている．

此度御届申上候通，不慮之洪波ニ而外曲輪掛塀不残打拂流失仕候上者，別紙絵図面之通，連々を以土塁相成候様仕度右候得者，平常風波之凌此上洪波等御座候節茂，二之丸門櫓其外住居向共波涛之患茂軽相成，且亦當時異國船防禦之手當茂最段申上候通弁利宣奉存候

そこで，津波という不慮の災害を好機として捉え，防災と防衛のため，石垣修復に当たっては原則通りの原状復旧ではなく，土塁へ改造することを打診している．

これらの記述から，伊勢湾の警衛を託された鳥羽藩にとって，度重なる異国船の来航という世情不安の中，安政東海地震による津波がまさに「泣き面にハチ」であったことを物語る．

この後，幕府との交渉の記録は3か月ほど途絶えるが，安政二年三月二十六日（1855年5月12日）の記録で，城修復の手続きが滞った理由の一端が垣間見られる．つまり通常の石垣修復では原状復旧のみであるところ，前述の事情から，石垣修復箇所と土塁築造箇所が輻輳しており，これまでの前例では判断できず，幕府内部で留め置かれた様子が見受けられる．

こうした情報を内部から得て，春田覚左衛門が幕府との交渉の窓口である表右筆組頭の藤井釜之助に内々の交渉に及び，ようやく理解を得て手続きが再び動き始めることになる．なお，この際，石垣修復と櫓台の築き足しを含む土塁築造を一度の手続で行うことが合意され，ついては絵図面等を一紙にしてまずは「下絵図」を作製するよう指示を受けている．

また，この「下絵図」作製に当たっては，「石垣崩等之儀者兼々鳥羽表ゟ絵図面ニ而取調相廻有之」とし，「石垣崩等」については鳥羽で作製した絵図面が送られてきて手元にあり，それをもとに作製したことを伝えており，（図10）の『鳥羽表ゟ廻候石垣崩所絵図』がこの絵図に比定できる．なお，（図10）に貼られた書付に「崩所内外ヲ分候ニ茂不及旨，藤井様江御内談罷出候節被仰聞，仍之掛紙之通取調候事」と記載されており，城修復の幕府方窓口のである「藤井（釜之助）」との内談に際して使用されたことが窺われる．

その後，安政二年四月十三日（1855年5月28日）には事前交渉が終了．同四月十六日（同5月31日）に「御願書」，「本絵図」，「扣絵図」を月番老中・阿部正弘に提出し受理され，翌月五月三日（6月16日）に鳥羽城修復を認める老中奉書が発給され，半年間に及ぶ手続きが終わった．

この章の最後に，『鳥羽御城石垣修復一件　土塁築立一条共』（図11）をもとに兵庫県立歴史博物館に残されている『志摩国鳥羽城絵図』（図9）を検討したい．『鳥羽御城石垣修復一件　土塁築立一条共』には，願書とともに幕府に提出した「下絵図」，「本絵図」，「扣絵図」の大きさ，寸法，料紙について図を添えて示している．これらの絵図はともに縦三つ折り，横四つ折りで，折畳んだ状態で縦7寸1,2分（約21.8㎝），横4寸5，6分（約13.9㎝）と記される．これを拡げると縦87.2㎝，横83.4㎝となり（図9）の『志摩国鳥羽城絵図』とほぼ大きさが一致する．また，本史料からは「下絵図」，「本絵図」，「扣絵図」の料紙が分かり，「下絵図」が美濃紙で作製されたのに対して，「本絵図」，「扣絵図」は同仕様であり鳥子紙に美濃紙裏打したものとある．このことから，（図9）の『志摩国鳥羽城絵図』は本史料が記録する安政東海地震後の鳥羽城修復に際し願書と併せて幕府に提出された「扣絵図」に比定することが出来る．

4.6 石垣被害について～鳥羽城修補史料から

4.5で見たとおり，『鳥羽表ゟ廻候石垣崩所絵図』（図10）は，安政東海地震に伴う津波被害について鳥羽で作製された絵図面であることがほぼ明らかになった．また，本絵図では，外曲輪・帯曲輪の石垣崩落等の箇所及び間数，高さが判明する．

これをもとに同絵図からトレース図（図12）を作成し，海側石垣の崩落等件数及びその延べ間数を求めたところ以下のようであった．

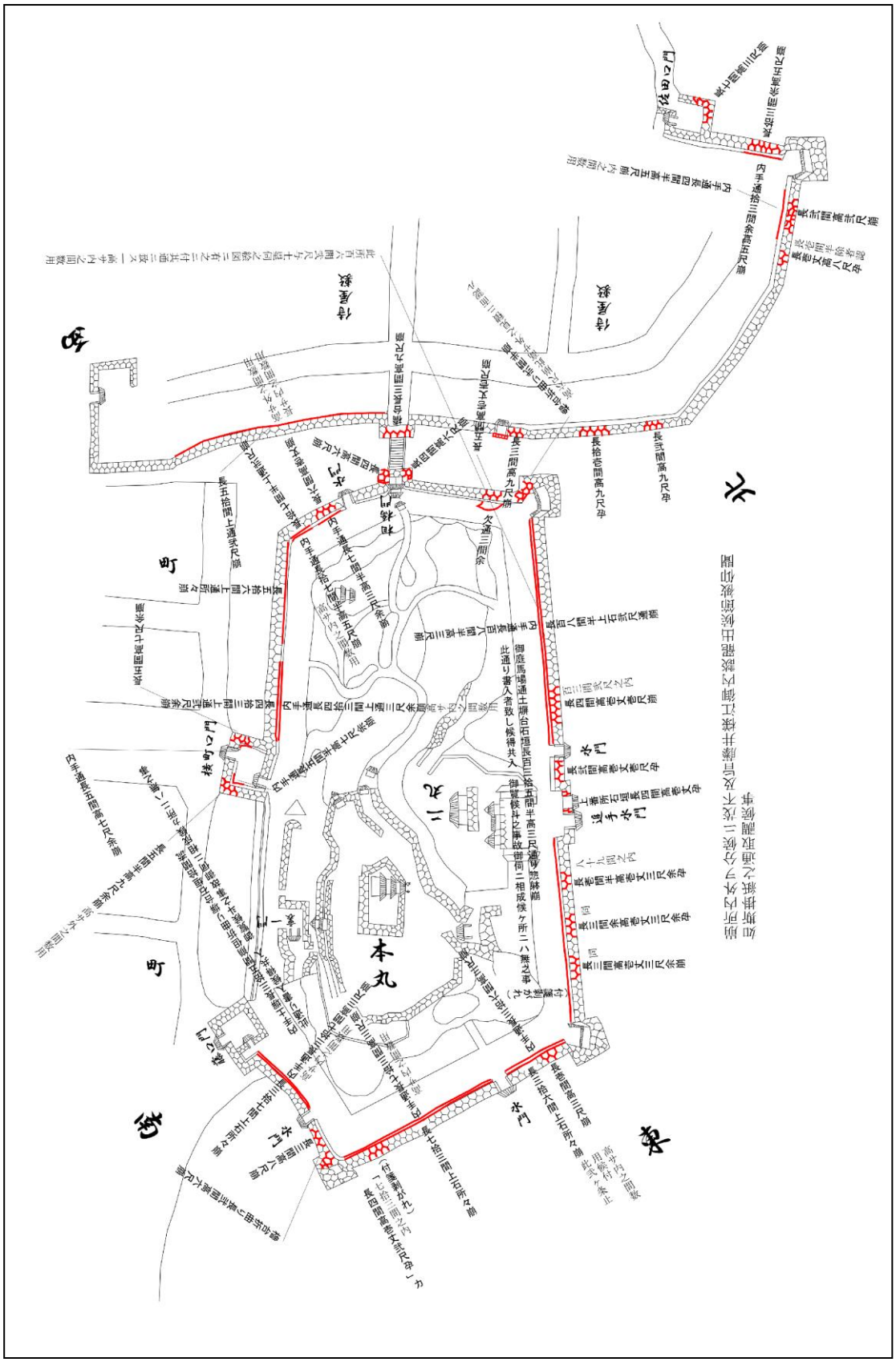

図 12　安政東海地震による鳥羽城石垣被害箇所
（(図 10)『鳥羽表ゟ廻候石垣崩所絵図』よりトレース図作成）
※付箋剥落箇所 1 ヶ所については(図 9)より補足した．　本図のカラー版は口絵 2 参照．
Fig. 12. Illustrated map of the location of damaged stone wall by Ansei Earthquakes at Toba Castle. See Frontispiece 2 for the color version.

崩箇所 26 ヶ所(延 495.5 間)
孕箇所 8 ヶ所(延 28.1 間)
合計 34 ヶ所(延 523.6 間)

うち外曲輪の石垣崩落等被害のみでは 430.5 間であり，幕末時の外曲輪の総延長 1,466 間(曽我部市太，1911)からその被害率を求めると 29.4%となり，海に面した石垣のおよそ 3 割が津波により被害を受けていることが分かる.

§5 まとめ

5.1 宝永地震と安政東海地震の比較

記録から得られた情報をもとに宝永地震と安政地震との城郭被害を比較すると，どちらも地震の揺れに伴う被害はわずかであるが，津波による被害は大きく，その範囲は低地の外曲輪・帯曲輪全体に拡がっている.

あらためて建造物の倒壊等について見ると，外曲輪3ヶ所の櫓については宝永地震以後再建されていないので比較できないが，門は宝永地震では大破6ヶ所，崩6ヶ所，安政地震では外曲輪・帯曲輪と外曲輪より一段上がった二之丸に設けられた門12ヶ所のうち4ヶ所が流失，1ヶ所が倒壊，6ヶ所が扉流失を含む大破と，ほとんどが津波により流失または大破している．宝永地震により被害を受けた門12ヶ所については，大破・崩の原因を記録上明記しておらず，被害が津波によるものか明らかではないが，(図5)で示した櫓，屋敷の流失状況から，安政地震で津波被害を受けた門12ヶ所と同一であり，津波により被害を受けたものと推定できる．また，鳥羽城唯一の橋であった相橋は，宝永地震・安政地震ともに流失している．これらのことは，津波の浸水域が同様であったことを物語る.

侍屋敷・足軽長屋については，宝永地震では侍屋敷が流失14軒，崩25軒，安政地震では末尾の(表3)で示した通り，侍屋敷が流失6軒，潰11軒で足軽長屋が流失8軒，潰5軒で，合わせると流失14軒，潰16軒である．当時の鳥羽城内の侍屋敷等の数は明らかではなく侍屋敷と足軽長屋では構造上強度に違いがあることから，単純には比較出来ないが，被害件数ではほぼ同等である.

これらのことから，両地震の被害の傾向としては際立った違いは見られず，同様であると考えられる.

なお，両地震で大きな被害を受けた外曲輪や内郭の二之丸，三之丸は，安政地震後の修復にあたり周囲の掛塀を土塁に模様替えしたことや，明治時代に廃城となった後，同所への造船所設置により削平，改変されたことにより遺構が残されていない．そのため，史料を現状から比較・検証することが出来ない.

5.2 定点観測点としての城郭と災害—今後の展望

以上の考察で，城郭を構成する普請・作事に着目し，宝永地震・安政東海地震による鳥羽城の城郭被害の詳細を明らかにした．また，それら城郭被害の考察を通じて，宝永地震・安政東海地震に関する当該地点での被害の具体像の一端を明らかに出来たと考える.

一方で，現在残されている近世城郭は，次のような歴史的意義を有していると言えよう.

①城郭はいわゆる「一国一城令」が発令された元和元年(1615)以降，概ね固定され，新規築城が原則禁止されたことから，築城技術の進歩が停滞し，構造物の規格が標準化した.

②城郭は江戸時代を通じて約 160 存在し，現在，その位置や遺構を確認することが出来る.

③城郭が受けた被害の公的な記録(絵図，届出，願出書類)が残されている場合が多く，それらの記録類によって，災害の種類，規模が把握出来る.

これらのことから，本稿で用いた手法は各地の城郭においても適用することが出来，城郭の被害記録を通じて，定点での地震災害の具体像を比較することが可能である.

さらに，城郭を定点観測点として位置付け，各地の城郭被害を広域で捉えて比較，考察することで，広範囲に及ぶ被害をもたらした地震災害の全体像の把握が可能になるのではと考える.

以上，本稿で考察したとおり，地震災害における城郭被害の記録の持つ意義は大きいと考える.

謝辞

匿名の査読者の方からは，丁寧かつ大変有益なご意見，ご指摘をいただき，本稿の改善を後押ししてくださいました．また，本稿の執筆にあたっては，多くの方々，関係機関の皆さまにお世話になりました．中でも同僚諸氏は，ややもすれば挫けそうになる小職を絶えず叱咤激励し支えてくれました．ここに記して感謝申し上げます.

対象地震:1707 年宝永地震，1854 年安政東海地震

文 献

藤井譲治，1990，大名城郭普請許可制について，人文學報，66，81-110.

北原糸子，2015，宝永地震と大名手伝普請—駿府城石垣修築を中心に—.

松阪大学地域社会研究所，1998，竹斎日記稿XI，188-208.

三重県(編)，1999，三重県史，資料編近世，4，下，541.

三重県(編), 2003, 三重県史, 資料編近世, 2, 1020-1028.
村山眸, 2005, 志摩国(現鳥羽市・志摩郡)の津波記録について, 歴史地震, 20, 13-21.
中田政吉, 1949, 志摩鳥羽の茶話, 35-39.
大類伸・鳥羽正雄, 1936, 日本城郭史, 1-4.
白峰旬, 1998, 日本近世城郭史の研究, (株)校倉書房, 182-215.
白峰旬, 2006, 幕府権力と城郭統制, (有)岩田書院.
曽我部市太, 1911, 鳥羽誌, 36-50.
鈴木棠三・小池章太郎(編), 1989, 近世庶民生活史料　藤岡屋日記, 6, (株)三一書房, 72-75.
鳥羽市教育委員会, 2008, 鳥羽城跡(第 4 次発掘調査報告ー相橋石垣の調査ー).
鳥羽市史編さん室, 1991, 鳥羽市史, 上, 994-1014.
東京大学地震研究所(編), 1983, 新収日本地震史料, 3 別巻, 29-30.

史 料

『志陽鳥羽勝景一覧』, 鳥羽市立図書館蔵.
『松平乗邑家中日記覚』, 名古屋大学附属図書館蔵.
『鳥羽城之絵図』, 三重県総合博物館蔵.
『志州鳥羽城本丸・二之丸・外曲輪』, 鳥羽市立図書館蔵.
『地震洪波并出火之覚』,『志摩国答志郡鳥羽鈴木家文書』, 国文学研究資料館蔵.
『志摩鳥羽稲垣家譜』, 東京大学史料編纂所蔵.
『(石垣築き直しにつき願書案)』,『志摩国鳥羽藩稲垣家文書』, 明治大学博物館蔵.
『志摩国鳥羽城絵図』, 兵庫県立歴史博物館.
『鳥羽表ゟ廻候石垣崩所絵図』, 個人蔵.
『鳥羽御城石垣御修復一件　土塁築立一条共』, 個人蔵.

表 3　安政東海地震による鳥羽城城郭被害一覧
Table 3. List of damages to Toba Castle by Ansei Earthquakes.

		出典:『藤岡屋日記　諸国地震記』 (『近世庶民生活資料 藤岡屋日記 第6巻』所収)	出典:『鳥羽城並町在大地震ニ而潰破損流失之控』 (『志摩鳥羽の茶話』所収)
本丸	櫓、多門	所々損	櫓並土塀掛塀門ニ地震ニ而瓦壁落破損7ヶ所
	土蔵	崩1ヶ所	
	惣〆門・脇櫓	大破　門外掛塀破損	
	和具門	門外土塀破損	
	たもの木門	門前掛塀破損	
	鍛冶門	門内土蔵掛塀破損	地震ニ而瓦壁落数ヶ所，津浪ニ而所々潮入大破並流失15ヶ所
二之丸	書院住居向	破損	
	役所	破損	
	地低之住居	潮入破損	
	勤番所	潮入破損	
	掛塀	流失16間2尺	
	西番所・納戸	傾破損	
	雑事蔵	潮入破損	
三之丸	土塀	破損	地震津浪ニ而瓦壁落並稽古場同道具木戸門流失10ヶ所，同所植込之樹津浪ニ而過半転木
	本丸続掛塀	破損	
	本丸下山	崩1ヶ所	
外曲輪（惣曲輪）	馬見所　①	流失2ヶ所　東西入口門流失2ヶ所	1ヶ所流失　番所2ヶ所流失
	追手二之門　②	潮入破損	津波ニ而破損
	追手二之門続ニ之櫓　③	潮入大破	地震ニ而壁破損津波ニ而内手大破
	追手二之門続番所	流失1ヶ所	破損
	城詰米蔵	1棟3戸前汐入大破	御用米蔵三戸前潮入大破過半濡米ニ相成候
	番所		1ヶ所流失
	献上物仕立蔵	大破1ヶ所	大破
	学問所		1ヶ所大破
	文庫		1ヶ所破損
	諸芸稽古場	潮入破損8ヶ所　内流失1ヶ所，潰2ヶ所	稽古所5ヶ所大破　内1ヶ所潰
	馬場　④		津波ニ而大荒
	厩	1棟流失	流失
	馬具蔵	1棟流失	
	米蔵	3棟潮入半潰	米蔵棟大破過半濡米
	蔵		1棟半潰
	追手水門　⑤	大破、扉流失	大破扉流失
	追手水門番所	半潰	半潰
	追手脇水門　⑥	流失，地面3間余郭内へ切込	流失
	相橋門　⑦	大破	門大破3ヶ所，升形土塀掛塀側破損78間
	横町口門　⑧	内外門大破　枡形，土塀・掛塀破損　合40間余	
	藤口門　⑨	内外門破損，扉流失　枡形，土塀・掛塀倒　合38間余	
	相橋　⑩	流失	橋落1ヶ所
	相橋門番所	流失	番所流失2ヶ所
	横町口門番所	流失1ヶ所	
	藤口門脇水門　⑫	大破	脇水門大破扉流失1ヶ所
	相橋門脇水門　⑬	流失	脇水門流失2ヶ所
	鍋ヶ崎水門　⑭	流失	
	惣曲輪掛塀	流失554間2尺	郭掛塀不残流失
	惣曲輪内外石垣	崩1,903間半2尺，孕32間1尺余	海手石垣所々崩
	土塀		170間余倒
	並木松		転18本
帯曲輪（岩崎郭）	本町口門　⑮	倒	門押倒
	中間長屋	1棟流失	大破過半流失
	土蔵	1棟流失	産物土蔵流失
	下役所		1ヶ所大破
	米蔵	1棟潮入大破	1ヶ所大破
	米蔵水門　⑯	流失	流失1ヶ所
	作事役所	流失	作事役所並納屋3ヶ所流失
	竹木納屋	流失3ヶ所	
	大砲納屋	潰1ヶ所	潰1ヶ所
	佐田口門　⑰	大破、扉流失	門大破扉流失1ヶ所
	本町口左右土塀	倒64間　続北之方掛塀流失，土塁切合67間余10ヶ所	
	砲術稽古所		流失
	掛塀		不残流失
	柵		不残流失
	土塁		切所67間
	海手石垣		所々崩
その他	侍屋敷	潰11軒，流失6軒，大破21軒，潮入破損6軒	
	足軽長屋	流失8軒，潰5軒，半潰8軒，大破3軒，潮入破損21軒	
	溺死		2人

表 4　鳥羽城石垣修復の経過(『鳥羽御城石垣御修復一件　土塁築立一条共』より)
Table 4. Chronological table of stone wall restoration at Toba Castle.

月日	内容摘記
嘉永7年11月15日 (1855.1.3)	11月4日(1854.12.23)辰中刻に，鳥羽で大地震があり，引続く津波によって城内外が破損，城下でも倒壊，流失した屋敷や町屋があった旨の報告が江戸屋敷に到着. ※本来であれば11月5日に出発して4日間で到着できるところ，道中の通行が難しく，7日遅れて今日到着.
同日	鳥羽で大地震により被害があったことについて，月番老中・松平伊賀守忠優へ届出.
安政元年12月15日 (1855.2.1)	鳥羽城内外の被害詳細について，月番老中・松平和泉守乗全へ届出. 12月6日(1855.1.23)改元
安政元年12月19日 (1855.2.5)	今回の地震・津波による鳥羽城の修復に当たって外曲輪掛塀を土塁に作り替えたいとの「御内慮御伺書」に「絵図面」を添えて，月番老中松平乗全へ提出. (使者:春田覚左衛門)
安政2年3月13日 (1855.4.29)	松平乗全より呼び出しがあり，春田覚左衛門が即刻出向いたところ，(乗全の)公用人から，前年12月19日に提出した「御内慮御伺書」に「御書取」を付けて「絵図面」と共に返却された. ※「御書取」の内容は「御内慮御伺書」を月番老中に提出するようにとの指示
安政2年3月16日 (1855.5.2)	月番老中・久世大和守広周へ鳥羽城の外曲輪掛塀を土塁に作り替えたい旨の正式な「御伺書」を「絵図面」を添えて提出. (使者:春田覚左衛門)
安政2年3月26日 (1855.5.12)	鳥羽城修復の御願について，今朝，春田覚左衛門が藤井釜之助のところへ出向き，詳細を説明のうえ内談. ※3月16日に提出した図面では不都合である(土塁築造と石垣修復は別々に伺うべき)と表右筆組頭・藤井釜之助が言っているとの御坊主・大須玄喜からの情報を受けて春田覚左衛門が出向いた. ※土塁築造のところは新規築造と石垣修復が入り組んでいるが一度に手続きをした方が手数もかからないので，一緒にして「下絵図」を提出するようにとの指示.
同日夕	月番老中・久世広周より呼び出しがあり，千葉森衛が即刻出向いたところ，3月16日に提出した「土塁御窺書」に「可為伺之通候」との指示の「御附紙」を貼って返却された. ※絵図面はそのまま手元に留め置かれた. ※「御伺書」中「此段御内慮奉窺候」の「御内慮」三字を削除するよう指示. ※鳥羽城外曲輪掛塀を土塁に作り替える件について，櫓台築き足し(拡張)の件も含めて指示が済んだので，(石垣修復と土塁築造を一緒にした)「下絵図」，「御願書」を作成した.
安政2年3月27日 (1855.5.13)	久世広周から指示があったことについて大目付・目付へ手紙で報告.(使者:御徒士)
安政2年4月8日 (1855.5.23)	鳥羽城修復について，表右筆組頭・藤井釜之助へ「下絵図」と「御伺書」・「御願書」の案を持参，春田覚左衛門が面会のうえ提出. ※3月26日の内談の通り，土塁築造と石垣修復は，一枚の絵図にして提出. ※土塁築造については指示が済んでいるため，あらためての伺いは不要とのこと. 櫓台の築き足し，砲台場の築造についても同様に伺い不要か尋ねたところ，除いてよいとの返答. ただし，櫓台築き足し，砲台場のところは朱書ではなく，墨で形と「築足」，「砲台場」とだけ記載するようにとの指示. ※この指示に基づき「下絵図」を作り直し，改めて月番老中に提出すべきか尋ねたところ，不要との返答. 上記に基づき「本絵図」等を作成するよう(藤井釜之助より)指示があった.
安政2年4月11日 (1855.5.26)	鳥羽城石垣修復について表右筆組頭・藤井釜之助の指示のとおり「下絵図」，「御窺書」を作成し，月番老中・阿部伊勢守正弘のもとへ届けた.(使者:春田覚左衛門) 公用人・源口助左衛門に面会し内覧してもらったところこの内容で良いとのことであったので，御取次の毛能見勘四郎へ正式に提出したところ，受理された.
安政2年4月13日 (1855.5.28)	月番老中・阿部正弘から呼び出しがあり，千葉森衛が即刻出向いたところ，一昨日4月11日に提出した「下絵図」に「此通可被調候」との附紙を貼って，公用人・堀口助左衛門から返却された. ※「此通可被調候」の附紙は「下絵図」の袋の上に貼付.
安政2年4月16日 (1855.5.31)	月番老中・阿部正弘のもとへ鳥羽城石垣築直し「御願書」，「本絵図」，「御扣絵図」を提出.(使者:春田覚左衛門) ※取次・根岸吉左衛門に提出，受理.
	「願書」，「本絵図」を月番老中・阿部正弘に提出した旨，春田覚左衛門から藤井釜之助へ手紙で報告した. 関係者への周知も依頼.
安政2年5月2日 (1855.6.15)	前月の月番老中・阿部正弘から鳥羽城修復について「御奉書(老中奉書)」を渡すので，明日中に出向くようとの指示があった.
安政2年5月3日 (1855.6.16)	阿部正弘からの呼び出しを受け，春田覚左衛門が出向いたところ，公用人・堀口助左衛門を通じて石垣修復願のとおり認める旨の「御連名御奉書(老中奉書)」を渡された. ※老中奉書の日付は5月2日付け.
同日	老中奉書に対し即刻請書を提出.(使者:千葉森衛) ※阿部正弘の取次・小林兼五郎へ渡した.
同日	石垣修復が認められたことについて，(藩主自ら)阿部正弘のもとへお礼に出向いた.
同日	石垣修復が認められたことについて，春田覚左衛門より藤井釜之助へ報告を兼ねてお礼状を送付.
安政2年5月4日 (1855.6.17)	表右筆組頭・藤井釜之助へお礼の品を届けた.(使者:春田覚左衛門) ※干鯛一棹，樽代五百疋
安政2年5月23日 (1855.7.6)	今朝の便で鳥羽表へ石垣修復が認められた旨の手紙送付. 併せて「絵図面」，「御伺書」，「御願書」，「御奉書」，「請文」の写しを送付.